

令和5年度優良従業員表彰実施要領

1 目的

会員事業所に永年にわたり勤務する従業員の功績を表彰し、他の範とすることで、従業員の勤労意欲の向上を図り、企業の繁栄と地域経済の発展に資することを目的として実施する。

2 負担金

無料

3 表彰資格

大月市商工会員の事業所に勤務する従業員（除く、専従者）であり、次の（1）から（4）の要件を満たすものとする。

- （1）業務成績が優秀であること。
- （2）経営者の信頼が厚いと認められる者であること。
- （3）令和5年3月31日現在、同一事業所に下記の表彰基準に定める年数以上、引き続き勤務していること。
- （4）前に今回の表彰と同一の表彰を受けたことのない者であること。

4 表彰基準

申請書を下記の表彰基準に照らし合わせ、審査の上、表彰する。

表彰区分	勤務年数
全国商工会連合会長表彰	30年以上（平成6年4月1日以前からの勤務者）
山梨県知事表彰	20年以上（平成16年4月1日以前からの勤務者）
山梨県商工会連合会長表彰	15年以上（平成21年4月1日以前からの勤務者）
大月市長表彰	10年以上（平成26年4月1日以前からの勤務者）
大月市商工会長表彰	5年以上（平成31年4月1日以前からの勤務者）

5 表彰方法

表彰状は令和5年11月23日（祝日：勤労感謝の日）付けとし、表彰筒と合わせ令和5年11月23日までに事業所に届ける。被表彰者への表彰状の伝達、記念品等は各事業所に任せるとする。

また、新聞、大月市広報等に表彰者の氏名、勤務する事業所名等の掲載を依頼する。

6 推薦方法

申請書類に必要事項（全国商工会連合会長表彰・山梨県知事表彰を推薦の場合は、本人の顔写真添付＜写真裏面に氏名＞）を記載し、大月市商工会まで提出するものとする。

申請書類は、商工会に受け取りに来るか、商工会ホームページよりダウンロードして用いるものとする。

※大月市商工会ホームページアドレス：<https://otsuki.or.jp/>

7 提出期限

令和5年9月20日（水）必着

8 問合せ先

大月市商工会（TEL：0554-22-1648）

表彰調書の作成について

表彰調書は次の点に注意してご記入下さい。

- 1 「年齢」「在任年数」「勤続年数」は基準日に注意すること。
- 2 「略歴」欄には、事業所での履歴（所属部署、担当業務等）について可能な範囲で年月とともに記入すること。（最低限、「入社以来、〇〇〇業務を担当し現在に至る。」程度は必要。）
また、「勤務成績」欄は、成績優秀である旨を可能な範囲で具体的に記入すること。（最低限、「勤務成績は優秀で、信頼できる従業員である。」程度は必要。）